

# 函館市交通安全計画 2021年度～2025年度（第11次）概要版

## 第1章 第11次函館市交通安全計画策定の考え方

**【計画策定の趣旨】**  
第11次函館市交通安全計画は、多様な主体による本市の実情に即した交通安全対策を総合的かつ計画的に推進し、交通事故のない社会を実現するため策定するものである。

**【計画期間】**  
令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

**【計画の基本的な考え方】**

- 1 交通事故のない社会をめざして
- 2 人優先の交通安全思想
- 3 高齢化が進捗しても安全に移動できる社会の構築【新規】
- 4 交通社会を構成する三要素の関連性を考慮した施策の推進
- 5 先端技術の積極的活用
- 6 救助・救急活動および被害者支援の充実
- 7 参加・協働型の交通安全活動の推進
- 8 効果的・効率的な対策の実施
- 9 公共交通機関における一層の安全の確保
- 10 新型コロナウイルス感染症の影響の注視【新規】

## 第2章 道路交通の安全 (現状・目標・安全対策の視点)

**【前計画の状況】**

- ・年間の24時間死者をなくする。
- ・傷者数を確実に減少させる。

交通事故の推移（第10次函館市交通安全計画期間）

区分	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
死者数	3人	5人	4人	5人	4人
うち高齢者数	2人	4人	2人	4人	1人
発件数	709件	644件	584件	500件	365件
傷者数	862人	778人	657人	592人	408人

- ・第10次計画期間中の24時間死者数は、各年3人から5人の間で増減しており、目標を達成できなかった。
- ・傷者数は、計画初年以降減少しており、目標を達成している。

**【本計画における目標】**

- ・年間の24時間死者数をゼロとする。
- ・傷者数をさらに減少させる。

**【安全対策の視点】**

- ・高齢者および子どもの安全確保
- ・歩行者および自転車の安全確保
- ・生活道路および幹線道路における安全確保

## 講じようとする主な施策

(1) **道路交通環境の整備**

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備（「ゾーン30」や通学路の歩道の整備等）
- ・幹線道路における交通安全対策の推進（事故危険箇所の効果的な事故対策の推進等）
- ・災害に備えた道路交通環境の整備（災害に強い交通安全施設の整備等）
- ・総合的な駐車対策の推進（違法駐車取締りや市民への広報・啓発活動の推進等）

(2) **交通安全思想の普及徹底**

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（高齢者に対する交通安全教育の推進等）
- ・交通安全教育施設の利用による交通安全教育の推進（梁川公園内交通公園施設を活用した交通安全教育の推進）
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進（横断歩行者の安全確保【新規】）（反射材用品等の普及促進【新規】）（飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動の推進）（自転車の安全利用の推進等）

(3) **安全運転の確保**

- ・運転者教育等の充実（妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育【新規】）（悪質・危険な運転者の早期排除【新規】）（高齢運転者に対する教育の充実等）
- ・交通労働災害の防止等（事業場における管理体制の確立、適正な労働時間の管理等）

(4) **冬季に係る道路交通の安全**

- ・冬季道路交通環境の整備（除雪による歩行空間の確保等）
- ・気象情報等の充実（気象警報の適時・適切な発表および迅速な伝達等）

(5) **車両の安全性の確保**

- ・自動車の検査および点検整備の充実（自動車検査の高度化および不正改造車の排除等）
- ・自転車の安全性の確保（駆動補助機付自転車および普通自転車の型式認定制度の適切な運用等）

(6) **救助・救急活動の充実**

- ・救助・救急体制の整備（救助体制の整備・拡充や救助隊員・救急隊員の教育訓練の充実等）
- ・救急関係機関の協力関係の確保等（関係機関における緊密な連携・協力関係の確保と効果的な救急体制の整備）

(7) **被害者支援の充実と推進**

- ・自動車損害賠償保障制度に係る無保険（無共済）車両対策の徹底（自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れの周知等）
- ・交通事故被害者支援のための情報提供等（交通事故相談所や日弁連交通事故相談センターなどの周知等）

## 第3章 鉄道交通の安全 (現状・目標・安全対策の視点)

**【前計画の状況】**

- ・第10次函館市交通安全計画における鉄道事故は発生していない。

**【本計画における目標】**

- ・鉄道事故の発生を防止する。

**【安全対策の視点】**

- ・重大な列車事故の未然防止
- ・利用者等の関係する事故の防止

## 講じようとする主な施策

(1) **鉄道交通環境の整備**  
(運転保安設備の整備等)

(2) **鉄道交通の安全に関する知識の普及**  
(交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等)

(3) **鉄道の安全な運行の確保**  
(消防・警察・その他関係機関と連携した迅速・適確な事故対応)

(4) **救助・救急活動の充実**  
(訓練の充実や関係機関との連携・協力体制の強化等)

## 第4章 踏切道における交通の安全 (現状・目標・安全対策の視点)

**【前計画の状況】**

- ・第10次函館市交通安全計画における踏切事故は発生していない。

**【本計画における目標】**

- ・踏切事故の発生を防止する。

**【安全対策の視点】**

- ・効果的な対策の推進

## 講じようとする主な施策

(1) **踏切道の構造改良等の整備の促進**  
(踏切道の統廃合の促進)

(2) **その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置**  
(啓発活動の強化等)

## 第5章 軌道交通の安全 (現状・目標・安全対策の視点)

**【前計画の状況】**

- ・第10次函館市交通安全計画期間中は、平成30年に1件の事故が発生している。

**【本計画における目標】**

- ・軌道事故の発生を防止する。

**【安全対策の視点】**

- ・安全な運行の確保

## 講じようとする主な施策

(1) **軌道交通環境の整備**  
(安全地帯や保安施設の整備の推進)

(2) **安全な運行管理体制の確保**  
(教育訓練や研修の充実等)

(3) **電車車両の安全性の確保**  
(故障箇所等の履歴管理の徹底等)

(4) **乗客の安全確保**  
(全乗務員に対する普通救命講習の実施)